

みのかも認定地域クラブ 活動支援補助金交付要綱に係る説明会

令和8年3月18日(水)19:00~

生涯学習センター201

【はじめに】

美濃加茂市と富加町は、国から示された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（R7.12）」を基に、改革実行期間（R8～10(前期)・R11～13(後期)で完全展開を目指し、R8.4から休日の部活動を地域に展開していきます。平日の部活動は当面の間継続していきます。

【経緯と現状】

R5年度から始まった部活動改革ですが、本来であれば全体的に統括する団体（全体運営/活動支援/指導者派遣等）を設立または委託して、この事業を進めることを到達点に考えていますが、思うように進んでいません。そこで、暫定的な手法として、教育委員会主導で「保護者クラブ」形式を立上げて3年が経過したところです。

現状としてこの形式が大きく変わることはありませんが、これからは「保護者クラブ」ではなく、「みのかも地域クラブ」とし、その中で経済的な支援を受けるクラブを「みのかも認定地域クラブ」と呼びます。

【認定要件】 国ガイドラインから

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること。
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること。
- ⑥適切な運営体制が確保されていること。
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること。

【認定要件】

みのかも認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱から No. 1

(第6条第1号)これまでの学校部活動の教育的意義や役割を理解し、継続・発展させ、かつ、学校教育関係者等と必要な連携、協調を図りつつ、生徒の発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整える組織であること。

(同条第2号)団体の運営に必要な規約、会計規約、役員及び指導者を備え、一部の関係者による営利活動ではないこと。この場合において、団体を維持し、及び運営するために必要な会費等は、可能な限り低廉な会費とし、公正かつ適正な会計処理を行い、団体運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行える団体であること。

(同条第3号)国及び岐阜県教育委員会が作成する部活動地域展開に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の内容に準じ、参加する生徒と十分なコミュニケーションを図り、心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰、行き過ぎた指導、ハラスメント等を根絶し、適宜岐阜県教育委員会及び教育委員会の指導助言に従うことができること。この場合において、発達の個人差や女子の成長期における心身の状態等に関する正しい知識を習得し、適切に配

【認定要件】

みのかも認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱から No.2

(同条第4号)年間の活動計画(活動日、休養日、参加予定大会の日程等を記載したものをいう。)を策定し、教育委員会と定期的かつ恒常的に情報共有及び連絡調整ができること。

(同条第5号)活動全般に対応する代表者を1人以上及び実際に生徒を指導する指導者を1人以上確保していること。

(同条第6号)生徒が活動に取り組む時間、休養日等の設定についてはガイドラインの趣旨が十分理解された内容になっていること。

(同条第7号)生徒及び指導者が安心して活動できるよう、自身のけが等を補償する保険及び個人賠償責任保険に加入していること。

(同条第8号)教育委員会又は学校関係者から活動全般に関し、状況報告、聞き取り等の要請があった場合には、真摯に対応し、書類等の提出要請があった場合は速やかに提出することが5
できること。

【認定要件】

みのかも認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱から No. 3 別表(第9条関係)

交付対象団体	積算区分	積算基準単価
みのかも認定地域クラブ	スポーツ保険等加入保険料	次の各号に掲げる額の合計額 (1)交付対象団体を通じてスポーツ保険等の保険に加入した生徒の数に800円を乗じて得た額 (2)交付対象団体を通じてスポーツ保険等の保険に加入した指導者の数に対して、生徒の数を10で除して得た数(小数点以下の端数がある場合はこれを切り上げる。)に2,000円を乗じて得た額を上限とする
	指導者報酬	指導者1人につき、4月1日から翌年3月31日までの間において生徒を指導した時間(1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間とする。)に1,000円を乗じて得た額とし、その限度は次のとおりとする。 (1)指導者1人につき、105,000円を限度とする。 (2)複数の指導者がいる場合は、合計で210,000円を限度とする。

※認定地域クラブへの補助は、上記表の記載内容を積算根拠としますが、〇〇相当額ということになりますので、実際に支払われる報酬額と異なる場合があります。

【事務の流れ】 確認事項

- ①対外的に「保護者クラブ」という名称は使用せず、「みのかも地域クラブ」となります。
- ②更に「みのかも地域クラブ」のうち、認定を受け経済的支援を受けるクラブを「みのかも認定地域クラブ」と呼びます。
- ③令和8年度に補助申請を行う全てのクラブは、認定申請から行う必要があります。今後、認定期間について、その是非を検討していきます。
- ④クラブ指導者について、社会環境の変化から、一定期間経過後に再講習を検討しています。

【事務の流れ】 No. 1

【認定申請】 みのかも認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱 第4条

■みのかも認定地域クラブ認定申請書（様式第1号）〔既定様式〕

添付資料

- ①団体の規約の写し 〔任意様式〕
- ②団体の会計規約の写し 〔任意様式〕 ※①に記載があれば不要
- ③事業計画書（年間活動計画書） 〔任意様式〕
- ④収支予算書 〔任意様式〕
- ⑤みのかも認定地域クラブ生徒名簿・役員名簿・指導者名簿（様式第2号） 〔既定様式〕
- ⑥指導者の指導者資格受講証、認定証等の資格を証明する書類の写し
- ⑦参加する生徒及び指導者が保険へ加入したことを証明する書類の写し
- ⑧みのかも認定地域クラブの認定に関する誓約書（様式第3号） 〔既定様式〕

○認定申請を受理し、審査をしてから結果を通知します。

【事務の流れ】 No. 2

【交付申請】美濃加茂市補助金等交付規則 第8条

■補助金等交付申請書（様式第1号）〔既定様式〕

添付資料

- ①事業計画書（年間活動計画書）※認定申請時の③と同じもの
- ②収支予算書 ※認定申請時の④と同じもの
- ③その他市長が必要と認める書類
※認定申請時の①及び⑤と同じもの

○交付申請を受理し、審査をしてから結果を通知します。

▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼
一般的には、該当事業が終了した時点で実績報告をしてから補助金の額を確定し、お支払いする流れですが、先行して費用負担する必要があることを考慮して、概算で事前に請求することもできます。

【概算払請求】

■美濃加茂市補助金等交付規則第21条第1項

■みのかも認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第12条

みのかも認定地域クラブ活動支援補助金概算払請求書（様式第7号）〔既定様式〕

【事務の流れ】 No. 3

【実績報告】美濃加茂市補助金等交付規則 第18条

■補助事業等実績報告書（様式第5号）〔既定様式〕

添付資料

①みのかも認定地域クラブ事業実績書（様式第6号）〔既定様式〕

②収支決算書〔任意様式〕

③その他事業実績の説明に必要と思われる資料

※特に会計関係については、通帳の写しや支払事実が分かるもの（受領書・レシート等）

○実績報告を受理し、審査をしてから補助金の額を確定します。

【補助金請求】美濃加茂市補助金等交付規則 第21条

■補助金等交付請求書（様式第7号）〔既定様式〕